

参考資料 1

【委託業務一覧】

建築物及び設備の点検に関すること

業務名	実施回数	概要	対象施設			
			わかまつ	たかさか	からこ	いちのかわ
受水槽等清掃業務	年 1 回	水道法第 3 4 条の 2 に基づき、水槽の清掃及び保守点検等業務を実施する。				○
浄化槽清掃等業務	検査：年 1 回 点検：年 4 回	浄化槽法第 7 ～ 1 1 条に基づき、浄化槽の水質検査、保守点検、清掃を行う。		○	○	
消防設備等保守点検業務	機器点検（6 か月毎） 総合点検（1 年毎）	消防法第 1 7 条の 3 の 3 の規定に基づき、自動火災報知設備及び消火設備の保守点検業務を行う。	○	○	○	○
自家用電気工作物保安業務	月次点検：1 2 回 年次点検：1 回	電気事業法第 4 2 条に基づき、自家用電気工作物の保安業務を実施する。	○	○	○	
空調機保守点検業務（定期点検）	3 年に 1 回 次回：令和 1 0 年	フロン排出抑制法の規定に基づき、空調機保守点検業務を実施する。	○			
空調機保守点検（簡易点検）	年 4 回	フロン排出抑制法の規定に基づき、自主点検を実施する。	○	○	○	○

施設内の消毒、清掃等その他施設の維持管理に関すること

業務名	実施回数	概要	対象施設			
			わかまつ	たかさか	からこ	いちのかわ
害虫防除業務	年 2 回	食品衛生法第 5 1 条第 1 項第 1 号及び食品衛生法施行規則第 6 6 条の 2 第 1 項に基づき、調理室の消毒業務を行う。	○	○	○	○
清掃等業務	毎日 (休園日を除く)	保育園内の環境保全を図るため、清掃等業務を行う。	○	○	○	○
オイルトラップ清掃業務	年 2 回	オイルトラップの清掃業務を行う。	○	○	○	○
紙おむつ等回収委託業務	週 3 回	保育園で発生する使用済み紙おむつの回収及び廃棄をする。	○	○	○	○
警備業務	毎日	火災・盗難・損壊の防止のため、機械警備を実施する。	○	○	○	○
蜂の巣除去業務	随時	園の安全確保のため、蜂の巣の除去を行う。	○	○	○	○
植木剪定業務	年 1 回	園全体の景観を保ち、病害虫の繁殖を予防するため、植木の剪定を実施する。	○	○	○	
遊具等点検業務	年 1 回	社団法人日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S：2024」等に準じて遊具点検を行う。	○	○	○	○
ピアノ調律業務	年 1 回	アップライトピアノの調律等を行う。	○	○	○	○

健康等に関すること

業務名	実施回数	概要	対象施設			
			わかまつ	たかさか	からこ	いちのかわ
健康診断	内科検診年 2 回 歯科検診年 1 回	嘱託医による園児の内科検診及び歯科検診を行う。	○	○	○	○
集団検査業務（職員）	月 1 回	職員全員の保菌検査を行う。また、必要に応じてノロウイルス検査を行うこととする。	○	○	○	○
集団検査業務（児童）	年 2 回	入園児童の尿検査を行う。	○	○	○	○
障害児巡回相談業務	年 4 回	理学療法士、作業療法士またはそれらと同等の知識を有する専門職員が各園へ巡回し、発達が気になる子どもへの適切な対応方法を職員に助言する。	○	○	○	○
AED貸貸借	毎日	保育園における傷病者に対し救命措置を行うため、自動体外式除細動器を設置するもの。	○	○	○	○